

令和4年度埼玉県高齢者施設等職員の頻回検査実施事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、高齢者施設等の職員が受検する抗原定性検査キット（以下「検査キット」という。）による頻回検査の実施に要する費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、埼玉県内（さいたま市、川越市、川口市及び越谷市を除く。）に所在する高齢者施設等を運営する事業者（以下「事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

(1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる高齢者施設等は、別表に定める施設・事業所とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助

対象事業者が運営する高齢者施設等の業務に従事している者（以下「職員等」という。）の頻回検査に使用した検査キットの購入費用（税込み）とする。なお、補助金の交付を受けようとする高齢者施設等は、以下の（１）から（３）までに掲げる要件を全て満たさなければならない。

- （１）自ら購入した薬事承認された検査キットにより検査を実施すること。
- （２）県が別に定める期間に、利用者と接する職員等に対し、原則として週２回の頻回検査を実施すること。
職員等は、対象施設及び事業所に勤務する者（派遣職員や委託職員（厨房・清掃・宿直）、事務職員、ドライバー）を含む。
- （３）１週間ごとの検査実績（検査件数、抗原検査による陽性判定数、陽性確定数）の報告をすること。

（補助金額の算定）

第５条 補助金の交付額（以下「補助金額」という。）は、補助対象経費と頻回検査で使用した検査キットの数に１，５００円（税込み）を乗じて算定した額を比較して少ない方の額とする。また、その合計額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

（申請書の提出等）

第６条 規則第４条第１項の補助金の交付の申請は、様式第１号による申請書に係る書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

- ２ 前項の申請書は、規則第１３条の実績報告書を兼ねるものとする。
- ３ 規則第４条第２項第１号から第４号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- ４ 規則第４条第２項第５号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。
 - （１）別紙で定める職員等の頻回検査の実績報告
 - （２）補助金の振込を希望する金融機関の口座名義、金融機関名、支店名、及び口座番号等を確認できる通帳等の写し
 - （３）領収書等の写し
 - （４）その他知事の定める書類
- ５ 第１項の申請書及び添付書類は、別に定める期日までに提出するものとする。
- ６ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第４号）により速やかに知事に報告しなければならない。
- ７ 知事は前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定通知等)

第7条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の交付確定通知書の様式は、様式第2号のとおりとし、補助金の交付決定及び交付確定により申請書の内容のとおり請求があったものとみなす。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第3号により通知する。

(交付の方法)

第8条 県は、交付額の確定後に口座振替により補助金を交付する。

(決定の取消し等)

第9条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。
- (3) 補助対象者又は補助対象事業に該当しないことが明らかになったとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第10条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(交付の条件)

第11条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者等は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度

の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 特別の事情により、この要綱による手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附則 この要綱は、令和4年9月9日から施行し、令和4年7月23日から適用する。